

決議第 1 号

議員派遣の件について

本議会は、地方自治法第100条第13項及び南風原町議会会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

令和2年3月6日

南風原町議会議長 知念 富信

記

1. 令和2年度南風原町一般会計及び特別会計予算並びに議案審議の件
  - (1) 目的 : 予算の審議、議案第19号～23号の審議
  - (2) 派遣場所 : 南風原町内
  - (3) 期間 : 令和2年3月9日(月)
  - (4) 派遣議員 : 議員全員